

# 令和7年度税制改正について

田原 芳幸

財務省大臣官房審議官（主税局担当）  
（敬称略）

## 編集部注

本稿は、令和7年1月30日の税制改正講演会における講演を要約したものです。

令和7年3月31日に国会で令和7年度税制改正関連法が成立しました。所得税の基礎控除については、「令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例」によって当初の改正案よりも上乘せがされています（最高控除額95万円）。また、予算も修正されています。



## I 我が国の財政事情

田原でございます。本日は、令和7年度税制改正案についてお話しさせていただきます。

まずは、税制改正の前提となる我が国の財政事情からご説明します。一般会計税収を見ますと、バブル崩壊直前の平成2年度に60.1兆円を記録してからは下がり基調が続き、平成21年度にはリーマンショックの影響で38.7兆円まで落ち込みました。その後は回復に転じ、企業収益の改善や消費税の税率上げを要因に税収全体が伸びております。

令和7年度予算における一般会計税収は78.4兆円となっています。令和6年度補正後予算における73.4兆円から、約5兆円の増収となりますが、令和6年分所得税の定額減税等の影響を除いた正味の増収額は1.9兆円程度と見積もられています。令和7年度の主な税収の内訳は、消費税が24.9兆円、所得税が

23.3兆円、法人税が19.2兆円となっています。

他方、一般会計歳出と一般会計税収の推移を見ますと、平成2年度を境に歳出と税収の差の拡大が進行していることが分かります。また、我が国の純債務残高の対GDP比は諸外国と比較して高い水準にあります。したがって、我が国の財政事情は足元では改善しているようにも見えますが、基調として非常に厳しい状況だといえます。

## II 「103万円の壁」 引き上げの議論

### 税制改正大綱とりまとめまでの議論

ここからは税制改正の内容についてご説明します。まずは所得税について、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として実施する、いわゆる「103万円の壁」の引き上げについてお話しします。

令和7年度に関する税制改正事項について、例年の与党内での協議と並行して、野党との

協議も行われました。そうした中で、いわゆる「103万円の壁」の引上げについても議論が進められました。また、現状、多くの大学生アルバイトが「壁」を意識して就業調整を行っており、中小企業を中心に働き手不足が問題となっているとの課題も指摘されました。これらを踏まえ、令和7年度税制改正大綱には基礎控除と給与所得控除の合計額の123万円への引上げとともに、特定扶養親族（19～22歳の親族）について、新たな上乘せの控除を創設する改正が盛り込まれました。

### 「103万円の壁」とは

ここで、「103万円の壁」という概念について整理したいと思います。給与所得者について、所得税がかかり始める水準となる給与収入を「課税最低限」ということがあります。単身で扶養親族がない方については、現行の基礎控除（48万円）、給与所得控除（55万円）、社会保険料控除（約18.1万円）の合計額である121.1万円が課税最低限となります。「103万円の壁」における「103万円」とは、この基礎控除と給与所得控除の合計を指します。

続いて「壁」についてです。一般には労働時間を増やすことによって税金がかかり、手取りの逆転現象が生じるポイントがある場合、それについて「壁」といわれています。しかし、「扶養される」側については、給与収入が103万円を超えた場合、「扶養される」本人に所得税が賦課されるものの、103万円を超えた部分にのみ課税されるため、手取りの逆転は生じません。したがって、この意味で103万円の「壁」は存在しないということもできるかと思えます。

他方、企業の扶養手当の基準が103万円になっている場合があることや、心理的な影響を指摘する向きもあります。

また、「扶養する」側の税負担についても、「扶養される」側が配偶者の場合は、配偶者

の給与収入の大きさに応じて控除額が段階的に減少する配偶者特別控除があるため、世帯の手取りの逆転は起こり得ません。

先述のとおり、今回の税制改正において所得税が課税されない年間の給与収入を123万円に引き上げるため、「103万円の壁」は名実ともに解消されることとなります。

他方、「扶養される側」が特定扶養親族で給与収入が103万円を超えた場合は、「扶養する」側の納税者の税負担として、特定扶養控除額全額分（63万円に税率を乗じた額）が一度に増加し、世帯の手取りの逆転が生じる場合があります。これについては、今回の税制改正で見直しを行います。

以上を踏まえた上で、ここからは令和7年度税制改正大綱で示した、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への具体的な対応についてご説明します。

## III 物価上昇局面における 税負担の調整及び就業調整 への対応

### 所得税の基礎控除の引上げ

所得税の基礎控除の引上げが最後に実施された平成7年から令和6年10月にかけて、消費者物価指数は総合で13%程度上昇しており、さらに、今後税制改正法案が成立・施行されるタイミングまでにも一定の上昇が見込まれています。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価についても、平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇しています。

このような物価動向を踏まえ、基礎控除の額を最高48万円から10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円とします。改正後の基礎控除額は、納税者本人の合計所得金額が2,350万円以下の場合は58万円、2,350万円超2,400万円以下の場合は48万円となります（合計所

得金額が2,400万円超の場合の基礎控除額は据置き)。

### 給与所得控除の最低保障額の引上げ

物価上昇への対応とともに就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除における55万円の最低保障額についても、基礎控除と同額(10万円)の引上げを行います。最低保障額は65万円となり、給与収入が190万円までの方が対象となります。

### 特定親族特別控除の創設

特定扶養控除を見直し、新たに特定親族特別控除(仮称)を創設します。改正後は、特定扶養親族の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額の63万円の所得控除を受けられ、また、特定扶養親族の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逦減する仕組みになります。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件については、現行の基礎控除と同額の48万円(給与収入103万円に相当)を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円(給与収入123万円に相当)とします。

以上の改正(所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、特定扶養控除の見直し、特定親族特別控除の創設)については、源泉徴収義務者の負担に配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用することとします。

## IV

### 老後に向けた資産形成の支援

#### 確定拠出年金制度の見直し

老後に向けた資産形成の支援として実施する確定拠出年金制度の見直しについてご説明します。

これまでiDeCoでは、2号被保険者(会社員等)について、企業年金のない企業にお勤

めの方は月額2.3万円、企業年金のある企業にお勤めの方は月額2万円の限度額が設定されていました。勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、このiDeCo独自の限度額を廃止します。その上で、1号共通限度額及び2号共通限度額とともに7,000円ずつ引き上げます。

#### 在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金制度について、現在、厚生労働省が在職老齢年金支給停止調整額の引上げを検討しています。これが実現すると、収入が給与のみの場合と、給与と年金双方ある場合の控除額の差が大きくなります。よって、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を確認した上で、令和8年度税制改正において、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする旨が、令和7年度与党税制改正大綱に記載されています。

## V

### 子育て支援に関する政策税制

令和6年度税制改正において、児童手当の所得制限が撤廃され、支給期間が高校生年代まで延長されました。これを踏まえ、高校生年代の国税の扶養控除額(現行:38万円)の引下げ及び子育て支援税制を令和7年度税制改正にて実施する方向性が示されていました。

しかし、高校生年代の扶養控除見直しについて今回は結論を見送り、令和8年度以降の税制改正において改めて検討することとなりました。他方、子育て支援税制は1年間の時間的な措置として対応することとします。子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充及び子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充については令和7年限りの措置として、子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充については令和8年限りの措置として対応します。

## VI

## 地域経済を支える 中小企業の取組みを 後押しする税制

### 中小企業経営強化税制の拡充

地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制についてお話しします。

中小企業経営強化税制を拡充し、地域経済に好影響を与える中小企業が行う一定規模以上の設備投資について、インセンティブ措置を講じます。具体的には、売上高100億円超を目指す等の一定の要件を満たす中小企業において、対象資産に建物を追加することとします。

### 中小法人等の軽減税率の特例の延長等

中小企業の800万円までの所得に適用される法人税の軽減税率の特例（15%）について、適用期限を2年延長するとともに、所得が10億円超の中小企業等については軽減税率を17%とする等の一定の見直しを行います。

### 事業承継税制の要件緩和

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例措置は適

用期限が令和9年末とされていますが、贈与税に係る後継者要件として、贈与の日までに役員就任から3年以上経過していることが求められていました。この役員就任要件を緩和し、贈与の直前において役員であればよいこととします。個人版事業承継税制の事業従事要件についても、同様の見直しを行います。

## VII

## スタートアップへの投資促進 や「資産運用立国」の実現に 向けた環境整備

### エンジェル税制の拡充

スタートアップへの投資促進等に係る改正についてお話しします。

エンジェル税制について、従来は再投資等に対する優遇措置の適用を受けるために株式譲渡益発生年内（最大1年間）にスタートアップへの再投資等を行う必要がありました。この再投資期間を延長するため、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資等を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設します。



## NISA制度の利便性向上

従来、NISAのつみたて投資枠の対象ETFには、最低取引単位が1,000円以下という要件があり、また、定額購入方式のみが認められていました。しかし、この条件を満たすETFはほとんど存在しないため、つみたて投資枠での普及が進んでいないとの課題がありました。利便性向上のため、定額購入方式における最低取引単位を1万円以下に引き上げるとともに、新たに大口数買付け方式を導入します。

## VIII その他の改正事項について

### 新たな国際課税ルールへの対応

年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,208億円）以上の多国籍企業を対象に、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み（グローバル・ミニマム課税）が令和5年度税制改正で創設されました。従来は所得合算ルール（IIR）のみでしたが、今回の改正で新たに軽減課税所得ルール（UTPR）と国内ミニマム課税（QDMTT）を導入します。

### 外国人旅行者向け免税制度の見直し

消費税の外国人旅行者向け免税制度について、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直します。

また、これに伴う規制緩和として、免税販売要件について、一般物品と消耗品の区分を撤廃するとともに、消耗品の免税対象限度額（50万円）及び特殊包装を撤廃します。

この新制度は、令和8年11月1日から適用を開始します。

## 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税を課します。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されるため、全法人の94%が対象外となる見込みです。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されず。

たばこ税について、令和8年4月及び10月の2段階で加熱式たばこの課税の適正化を実施した上で、国のたばこ税率を令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ1本当たり0.5円引き上げることとします。

### 納税環境整備

電子取引データの保存制度について一定の見直しを行います。現在、請求書等がデータ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通しています。こうしたシステムを使用した場合、送受信された電子取引データについて適正性が確保されたものと認められます。以上を踏まえ、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為について、重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存が行われている電子取引データを除外します。また、青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、優良な電子帳簿の保存又は電子申告をしていることのほか、上記システムを使用した上で、上記電子取引データを保存している者にも適用できることとします。

これらの改正は、令和9年1月1日以後に適用されます。

ご説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。